

県南広域振興局長告示第120号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり県道の供用を開始する。

平成27年8月25日

県南広域振興局長 堀 江 淳

- 1（1） 路線名 一関北上線
 - （2） 供用開始の区間 奥州市前沢区生母字荒谷1番7地先から30番2地先まで
 - （3） 供用開始の期日 平成27年8月25日
 - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部
 - イ 期間 平成27年8月25日から同年9月25日まで
- 2（1） 路線名 長坂東稲前沢線
 - （2） 供用開始の区間 奥州市前沢区生母字荒谷24番2地先から25番1地先まで
 - （3） 供用開始の期日 平成27年8月25日
 - （4） 供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
 - ア 場所 県南広域振興局土木部
 - イ 期間 平成27年8月25日から同年9月25日まで